

第6次福生市安全安心まちづくり推進計画 概要版  
 ~安全で安心して暮らすことができる福生市~の実現に向けて

第1 本計画の基本的事項

- 1 計画の趣旨 犯罪のない安全で安心して生活できるまちの実現に向けて、総合的・計画的に推進するために策定する。第5次計画が令和6年度末で終了するため第6次計画を策定する。
- 2 計画の位置付け 「福生市安全安心まちづくり条例」の目指すまちづくりを推進する計画、福生市総合計画（第5期）後期基本計画の施策で示された方向性に基づく計画
- 3 計画の期間 令和7年度から令和11年度まで

第2 これまでの取組

- 1 防犯意識の普及や啓発のための注意喚起等のチラシ配布
- 2 犯罪抑止のための青色回転灯装備車によるパトロールの実施
- 3 不審者情報・特殊詐欺注意喚起等の情報メール配信
- 4 商店街や地域団体が設置した20台の防犯カメラに対する補助及び福生駅東口周辺地域へ7台の防犯カメラの設置
- 5 「こども110番の家」事業など通学路等における見守り活動の実施
- 6 福生警察署及び防犯協会と連携した防犯キャンペーン等の実施

第3 犯罪等の現状

- 1 東京都における犯罪の現状  
 刑法犯認知件数：令和5年 89,098件 令和4、5年と増加している。  
 特殊詐欺被害認知件数及び被害額：令和5年 2,918件、約81億5,000万円
- 2 福生市における犯罪の現状  
 刑法犯認知件数：令和5年 440件 令和5年は前年より128件増加している。  
 市内罪種別認知件数：非侵入窃盗の件数が最も多く、令和5年は314件71.4%。  
 特殊詐欺被害認知件数及び被害額：令和5年 12件、約2,050万円  
 不審者情報配信件数：令和5年 13件  
 いずれも児童生徒が負傷するような事案はなかった。

第4 防犯対策の課題

- 1 関係機関等との連携
- 2 防犯に配慮した環境づくり
- 3 防犯意識の醸成
- 4 地域を守る意識の醸成

第6 計画の推進

- 1 それぞれの役割  
 市の役割： 犯罪防止のための広報活動及び啓発活動の実施や地域における犯罪発生状況等の情報提供、地域の活動で使用する資機材等の提供 など  
 市民の役割： 自分のことは自分で守ることを基本とした身の回りの安全点検の実施や地域ぐるみの防犯活動の推進 など  
 事業者の役割： 従業員への防犯に関する知識の普及や意識啓発、防犯に配慮した施設や設備等の整備 など
- 2 具体的な推進項目  
  - (1) 総合的な防犯対策  
 啓発活動の推進、防犯パトロールの実施、防犯活動の活性化と人材育成 など
  - (2) 防犯に配慮した環境づくり  
 夜間照明の確保、公共施設における安全対策、地域団体における防犯カメラの適正な設置、土地や建物等の防犯対策
  - (3) 学校等における防犯対策の推進  
 学校等の防犯管理体制の整備、不審者からの安全確保対策、保護者・地域・関係機関等との連携の充実 など
  - (4) 意識の醸成  
 身の回りの安全点検、地域における安全点検、地域の防犯活動への参加 など

第5 計画の目標と基本方針

- 1 計画の目標 **安全で安心して暮らすことができる福生市の実現**

- 2 数値目標

項目	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
刑法犯認知件数	440件	400件
特殊詐欺被害認知件数	12件	10件

- 3 基本方針  
 目標の実現に向け、4つの基本方針の下、それぞれの具体的な推進項目に取り組む。

- (1) 総合的な防犯対策
- (2) 防犯に配慮した環境づくり
- (3) 学校等における防犯対策の推進
- (4) 意識の醸成

第7 推進計画の実施に当たって

- 市、市民、事業者等がそれぞれの責務や役割を果たすとともに警察署等の関係機関と連携を図りながら、市民一人ひとりが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。
- 「福生市安全安心まちづくり協議会」による施策の進捗状況に関する評価や推進計画の変更等必要な事項に関する調査や審議を行う。